

# 足場の組立て等作業主任者技能講習会 開催ご案内

労働安全衛生法第14条、同法施行令第6条第15号により、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者の中から足場の組立て等作業主任者を選任し、作業の指揮・監視等を行わせなければなりません。

(北労安教第1号 期限 2024.3.30)

北海道労働局長登録教習機関  
建設業労働災害防止協会北海道支部  
<http://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

## 1. 受講資格

受講資格の経験年数は、年少者労働基準規則により満18歳以上からの経験年数となります。

- ① 足場作業特別教育を修了した後、足場の組立て、解体又は変更（以下「足場の組立て等」という。）に関する作業に3年以上従事した経験を有する者  
※この資格で受講する方は、受講申込書に「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の①に経験年数を記入して事業主証明を受けてください。
- ② 大学、高等専門学校又は高等学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者（以下、「大卒等」という。）で、足場作業特別教育を修了した後、足場の組立て等に関する作業に2年以上従事した経験を有する者  
※この資格で受講する方は、受講申込書に「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の①に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。  
また、学校の「卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを受講申込書に添付してください。
- ③ 職業能力開発促進法に定める建築施工系とび科の訓練等を修了した者で、その後足場の組立て等に関する作業に2年以上従事した経験を有する者  
※この資格で受講する方は、「当該訓練等に係る修了証等」の写しを受講申込書に添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の①に経験年数を記入して事業主証明を受けてください。①の「足場作業特別教育修了後の経験年数」は「訓練等修了後の経験年数」と読み替えます。
- ④ 上記①又は②に該当しない場合で、以下に該当する方は、受講することができます。  
この場合も、経験年数は満18歳以上からの経験年数となります。
  - ㊦ 平成29年6月30日までに3年以上の経験年数を有する者  
※この資格で受講する方は、受講申込書の「経験年数」の欄の②に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。
  - ㊧ 大卒等で平成29年6月30日までに2年以上の経験年数を有する者  
※この資格で受講する方は、受講申込書の「経験年数」の欄の②に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。  
また、学校の「卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを受講申込書に添付してください。
  - ㊨ 平成27年7月1日以前から足場の組立て等に関する作業に従事していて、平成29年6月30日以前の経験年数と足場作業特別教育修了後の経験年数（平成29年6月30日以前に足場作業特別教育を修了している場合は、平成29年7月1日以降の経験年数に限る）の合計が3年以上ある者  
※この資格で受講する方は、受講申込書に「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の③に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。
  - ㊩ 大卒等で平成27年7月1日以前から足場の組立て等に関する作業に従事していて、平成29年6月30日以前の経験年数と足場作業特別教育修了後の経験年数（平成29年6月30日以前に足場作業特別教育を修了している場合は、平成29年7月1日以降の経験年数に限る）の合計が2年以上ある者  
※この資格で受講する方は、受講申込書に「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の③に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。また、学校の「卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを受講申込書に添付してください。

受講資格を有しない者はこの講習を受講することができません。受講資格を有しない者が過誤又は虚偽の申立てにより受講し修了証の交付を受けた場合、その修了証は取消し無効となりますので、ご注意ください。

## 2. 開催日時・会場

講習は2日間です。各日とも講習開始時刻の10分前までに受付してください。

日時 令和5年4月25日(火)～26日(水) 9:00～17:25

会場 一般社団法人 函館建設業協会 (函館市大森町19番6号)

## 3. 講習科目・修了試験

① 作業の方法に関する知識(専門知識)	7時間00分
② 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識(関連知識)	3時間00分
③ 作業員に対する教育等に関する知識(教育知識)	1時間30分
④ 関係法令	1時間30分
⑤ 修了試験	1時間00分
⑥ 講習時間合計(修了試験を除く)	13時間00分

## 4. 時間割

1	時間	8:55～9:00	9:00～12:10	12:10～13:00	13:00～17:15		
	項目	オリエンテーション	専門知識 (休憩10分)	昼食休憩	専門知識 (休憩15分)		
2	時間	8:55～9:00	9:00～12:10	12:10～13:00	13:00～14:35	14:40～16:15	16:20～17:25
	項目	オリエンテーション	関連知識 (休憩10分)	昼食休憩	教育知識 (休憩5分)	関係法令 (休憩5分)	試験説明 修了試験

## 5. 講習科目の一部免除

受講資格を有する方が以下に該当する場合は、科目の一部免除を受けることができます。

区分	講習科目の一部免除を受けることができる者	免除される科目
A	職業能力開発促進法に定める検定職種のうちとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者等	専門知識、関連知識
B	職業能力開発促進法に定めるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者等	専門知識、関連知識、教育知識

【注】科目の一部免除を受ける方は、修了証・合格証等の写しを受講申込書に添付してください。

## 6. 修了試験・修了証

- 2日目の講義終了後、引続き修了試験を行います。  
所定の科目と時間のすべてを受講しなければ修了試験を受けることができません。  
修了試験は、「全科目合計の6割以上の得点」及び「科目ごとに4割以上の得点」の両方を満たした場合に合格となります。これに満たない場合は不合格となります。
- 修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- 修了試験合格者には、「足場の組立て等作業主任者技能講習修了証」を交付します。不合格者には不合格通知書が交付されます。
- 建災防北海道支部で他の技能講習を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付します。統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

## 7. 受講料

- 全科目受講者 受講料(教材費込み) 15,980円(消費税込み)
- 科目免除者 受講料(教材費込み) 9,380円(消費税込み)

## 8. 受講申込みに必要なもの

### ① 「受講申込書」

「経験証明欄」に受講資格の経験年数を証明する「事業主証明」が必要です。  
個人事業主が自ら受講する場合、「事業主証明」は第三者の証明が必要となります。

### ② 「本人を確認するための書類」(いずれかの写し)

自動車運転免許証(住所変更した場合は表裏両面)、マイナンバーカード(表面のみ)  
パスポート、住民票(個人番号が記載されていないもの)、健康保険証等  
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等

### ③ 「受講資格を証明する書類」(写しを添付)(対象者のみ)

「1. 受講資格」の②③の資格で受講する方は卒業証明書、卒業証書(専攻した学科等が記載されたもの)、修了証等を受講申込書に添付してください。

### ④ 「証明写真(カラー) 2枚」(縦3.0cm×横2.5cm) 上半身無帽で最近6ヶ月以内に撮影したもの。

写真の裏面に氏名を記入してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。  
(色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの等は不可。)

### ⑤ 「受講料」

### ⑥ 「講習科目の一部免除を証明する書類」(写しを添付)(対象者のみ)

科目の一部免除を希望される方は、免除資格を証明する修了証、合格証等を添付してください。

## 9. 申込み方法

予約は行っていません。窓口のみの先着順の受付となります。(電話、ファックス、メール等での受付は行っていません。)

定員に達し次第受講受付を締め切りますのでご了承ください。

## 10. 申込先

建設業労働災害防止協会 北海道支部 函館分会(略称:建災防北海道支部 函館分会)

## 11. 申込み時の注意事項

- ① 原則として受付後の受講料の払戻しはしません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻しします。(他の開催日に振替えが可能な場合は、希望により振替えます。)
- ② 証明写真(カラー、縦3.0cm×横2.5cm、裏面に氏名記入)2枚を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。

## 12. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等はできません。
- ③ 原則として遅刻は認められません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始15分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了試験を受けることができません。(いかなる場合でも講習開始15分を超える遅刻は認められません。)
- ④ 講習科目の一部免除を受ける方は、1階窓口で受付をしてください。
- ⑤ 修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ⑥ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食休憩時間は50分間ですので、外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。

- ⑦ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑧ 講義中は講義に使用するもの（テキスト、ノート、筆記具等）以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル、缶飲料、水筒等は机の上に置いて水分補給を行うことができます。
- ⑨ 会場は禁煙です。

### 13. 旧姓又は通称の併記

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第30条の13（氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例）に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第30条の16第1項（外国人住民の通称の住民票への記載等）に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することはできません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

※受付確認	※資格確認	※受講確認

※は記入しないで下さい

(北労安教第1号)

※受付 第 号

## 足場の組立て等作業主任者 技能講習 受講申込書

ふりがな			性別	生 年 月 日		カラー写真2枚 縦3.0cm×横2.5cm  写真はこの欄に糊付けしないで、写真の裏面に氏名を記入して提出してください
氏 名			男 女	昭和 平成	年 月 日 (満 歳)	
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の有無(○印)	有・無	併記を希望する氏名又は通称			
現住所	〒 電話 ( ) ー					
所属事業場	住所	〒 電話 ( ) ー				
	事業場名					
経験年数 (満18歳以上)	①	足場作業特別教育修了後の経験年数	年 月～ 年 月	通算	年 ヶ月	
		足場作業特別教育修了年月日	年 月 日			
	②	平成29年6月30日までに3年以上の経験年数(大卒等は2年)	年 月～ 年 月	通算	年 ヶ月	
	③	平成27年7月1日以前から作業従事、足場作業特別教育修了後と合わせて3年以上の経験年数(大卒等は2年)	平成29年6月30日までの経験年数 足場作業特別教育修了後の経験年数	年 月～ 年 月 年 月～ 年 月	通算	年 ヶ月
足場作業特別教育修了年月日		年 月 日				
証明	【事業主証明】上記の経験年数に相違ないことを証明します。 所在地 事業場名 代表者職氏名 (印)					
科目免除希望 (○印を記入)	有・無	※証明する書面(修了証等の写し)を提出してください。				

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

令和 年 月 日 申込者  
(受講者氏名) \_\_\_\_\_

【裏面の注意事項をご確認ください】

- (注) 1. この申込書に記入する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入してください。  
2. 個人事業主が自ら受講する場合、経験年数は第三者の証明が必要となります。  
3. 受講申込書に記載された事項は、修了証の発行以外の事業において使用することはありません。

### 【※事務局記入欄】

専 門	関 連	教 育	法 令	計	判 定	修了証番号	号
					合・否	修了証 交付年月日	令和 年 月 日

(16/40) (12/30) (6/15) (6/15) (60/100)

## 【申込書記入にあたっての注意事項】

### 1. 案内書1ページ【1. 受講資格】の注意事項

<p>受講資格の経験年数は、すべて満18歳以上の経験年数です。満18歳未満の者は足場の組立て等の作業を行うことができません。</p>	
①	<p><b>足場作業特別教育を修了した後、足場の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者</b>            (例) 平成29年9月30日に足場作業特別教育を修了し、その後令和3年9月30日まで、足場の組立て等の作業に従事した場合。            経験年数は、「平成29年10月～令和3年9月 通算4年0ヶ月」となり、受講できます。「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」①の欄に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。</p>
②	<p><b>大卒等で足場作業特別教育を修了した後、足場の組立て等の作業に2年以上従事した経験を有する者</b>            (例) 令和元年3月31日に足場作業特別教育を修了し、その後令和3年9月30日まで、足場の組立て等の作業に従事した場合。            経験年数は、「令和元年4月～令和3年9月 通算2年6ヶ月」となり、受講できます。            「足場作業特別教育修了証」の写しと「学校の卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」①の欄に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。</p>
③	<p><b>職業能力開発促進法に定める建築施工系とび科の訓練等を修了した者で、その後足場の組立て等の作業に2年以上従事した経験を有する者</b>            (例) 令和元年3月31日にとび科の訓練を修了し、その後令和3年9月30日まで、足場の組立て等の作業に従事した場合。            経験年数は、「令和元年4月～令和3年9月 通算2年6ヶ月」となり、受講できます。            「当該訓練等に係る修了証等」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」①の欄に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。①の「足場作業特別教育修了後の経験年数」は「訓練等修了後の経験年数」と読み替えます。</p>
④ ⑦	<p><b>平成29年6月30日までに3年以上の経験年数を有する者</b>            (例) 平成21年4月1日から平成25年3月31日まで足場の組立て等の作業に従事した場合。            経験年数は、「平成21年4月～平成25年3月 通算4年0ヶ月」となり、受講できます。            受講申込書の「経験年数」②の欄に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。            「足場作業特別教育修了証」の写しは不要です。</p>
④ ⑧	<p><b>大卒等で平成29年6月30日までに2年以上の経験年数を有する者</b>            (例) 平成27年4月1日から平成29年6月30日まで足場の組立て等の作業に従事した場合。            経験年数は、「平成27年4月～平成29年6月 通算2年3ヶ月」となり、受講できます。            「学校の卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の②に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。            「足場作業特別教育修了証」の写しは不要です。</p>
④ ⑨	<p><b>平成27年7月1日以前から足場の組立て等の作業に従事していて、平成29年6月30日以前の経験年数と足場作業特別教育修了後の経験年数（平成29年6月30日以前に足場作業特別教育を修了している場合は、平成29年7月1日以降の経験年数）の合計が3年以上ある者</b>            (例) 平成27年4月1日から平成29年6月30日まで足場の組立て等の作業に従事し、その後令和2年3月31日に足場作業特別教育を修了し、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで足場の組立て等の作業に従事した場合。            経験年数は、「平成29年6月30日までの経験年数 平成27年4月1日～平成29年6月30日」、「足場作業特別教育修了後の経験年数 令和2年4月1日～令和3年3月31日」、「通算3年3ヶ月」となり、受講できます。            「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」③の欄に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。</p>
④ ⑩	<p><b>大卒等で平成27年7月1日以前から足場の組立て等の作業に従事していて、平成29年6月30日以前の経験年数と足場作業特別教育修了後の経験年数（平成29年6月30日以前に足場作業特別教育を修了している場合は、平成29年7月1日以降の経験年数）の合計が2年以上ある者</b>            (例) 平成27年4月1日から平成28年6月30日まで足場の組立て等の作業に従事し、その後令和2年3月31日に足場作業特別教育を修了し、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで足場の組立て等の作業に従事した場合。            経験年数は、「平成29年6月30日までの経験年数 平成27年4月1日～平成28年6月30日」、「足場作業特別教育修了後の経験年数 令和2年4月1日～令和3年3月31日」、「通算2年3ヶ月」となり、受講できます。            「足場作業特別教育修了証」の写しと「学校の卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」③の欄に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。</p>

### 2. その他の注意事項

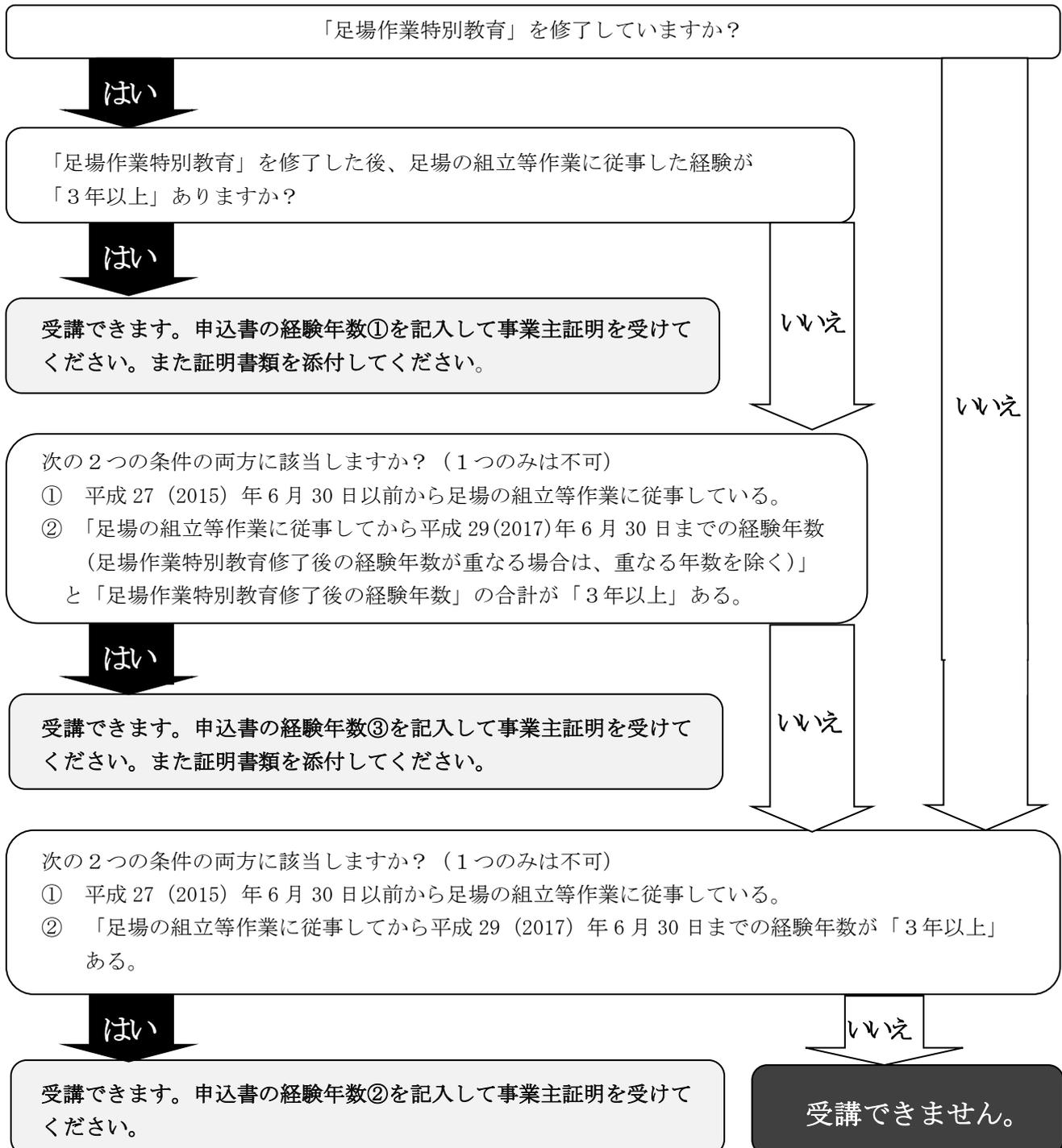
- この申込書に記入する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入してください。
- 個人事業主が受講する場合、経験年数の証明は第三者の証明が必要です。自ら証明することはできません。
- 経験年数等の事業主が証明した事項を訂正する場合は、事業主証明欄の印鑑と同じ印鑑で訂正してください。修正液や受講者の印鑑は認められません。
- 申込書に記入した個人情報、講習を実施するために使用するものであり、目的以外に使用することはありません。

# 「足場の組立て等作業主任者技能講習」受講資格確認フローチャート

(このフローチャートで受講資格の有無をご確認ください)

※ 以下の各項目のすべてについて、満18歳未満の年数は経験年数に算入できません。

※ 大学、高等専門学校又は高等学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者及びとび科の職業訓練等を修了した者については、経験年数の「3年」を「2年」と読み替えます。(証明書類(卒業証明書等のコピー)が必要です。)



## 建設事業主等に対する助成金

### 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）のご案内

建設業労働災害防止協会北海道支部

今回実施する足場の組立て等作業主任者技能講習は、厚生労働省の人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の支給対象となっています。助成金の概要は下記に示す内容となっていますので、支給要件を満たし希望される場合は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

#### 《主な支給要件》

1. 資本金が3億円以下、又は従業員が300人以下であること
2. 雇用保険料率が16.5/1,000の適用を受ける建設事業主
3. 助成金の不正及び労働関係法令違反、労働保険料の滞納をしていないこと
4. 受講者が雇用保険被保険者であり、受講期間に対しても賃金が支払われていること
5. 受講者から講習費用を徴収していないこと

#### 《助成額》

##### 1. 経費助成

- |                     |  |
|---------------------|--|
| ①雇用保険被保険者数が20人以下の場合 | 支給対象費用の3/4                             |
| ②雇用保険被保険者数が21人以上の場合 | 35歳未満 支給対象費用の7/10<br>35歳以上 支給対象費用の9/20 |

##### 2. 賃金助成

- |                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| ①雇用保険被保険者数が20人以下の場合 | 一人当たり日額 8,550円 [9,405円] |
| ②雇用保険被保険者数が21人以上の場合 | 一人当たり日額 7,600円 [8,360円] |
- ※〔 〕内は受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価

##### 3. 生産性向上助成

生産性要件を満たした場合は、上記の支給決定後、助成額が増額される場合がありますので、詳細は労働局にお聞きいただくか厚生労働省又は労働局のホームページをご覧ください。

#### 《その他留意点》

##### 1. 支給申請書の提出

講習終了の翌日から起算して2ヵ月以内に、必要書類一式を北海道労働局（又は管轄都道府県労働局）に提出してください。郵送の場合は提出期間内必着です。

※ 助成金の提出及び手続等に関するお問い合わせ先

北海道労働局職業安定部 職業対策課雇用対策係

札幌市北区北8条西2丁目1-1 第1合同庁舎3F 電話 011-738-1043

※ この助成金を利用する場合に必要な支給申請書等の書類は、北海道労働局（又は厚生労働省）のホームページからダウンロードできます。

当支部の各分会にも備え付けてありますので分会事務局にお尋ねください。

- ##### 2. 支給申請時に必要な「助成金支給申請内訳書（建技様式第3号別紙1）」の受講証明は建災防北海道支部で行っています。

建設業労働災害防止協会 北海道支部

札幌市中央区北4条西3丁目1 北海道建設会館7階 電話 011-261-6187

※ 講習会の受講申し込みや講習会に関するお問い合わせについては、建設業労働災害防止協会北海道支部になりますので、お間違のないようお願いいたします。